



中選管告示第 3 号
令和 7 年（2025 年）5 月 1 日

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により選挙人名簿の登録日を次のように定めた。
また、選挙人名簿に関し不服がある場合の異議を申し出ることができる期間を、同法
第 24 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年（2025 年）6 月 3 日から令和 7 年（2025 年）6
月 7 日と決定した。

熊本市中央区選挙管理委員会
委員長 木 下 修 一



1 登録日 令和 7 年（2025 年）6 月 2 日